

ID: 0523

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観重要建造物の現状変更の許可		
法令名 根拠条項	景観法 第22条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第22条第1項の規定による。 (現状変更の規制) 第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 3 景観行政団体の長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。 4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。			
標準処理期間			
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日